

不妊治療とお金の話



FPオフィスみのりあ代表 宮野真弓

CFP®認定者

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

特定不妊治療費助成制度

■ 対象者

- (1) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された**法律上の婚姻をしている夫婦**
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が**43歳未満**である夫婦

■ 対象となる治療：体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）

■ 給付の内容

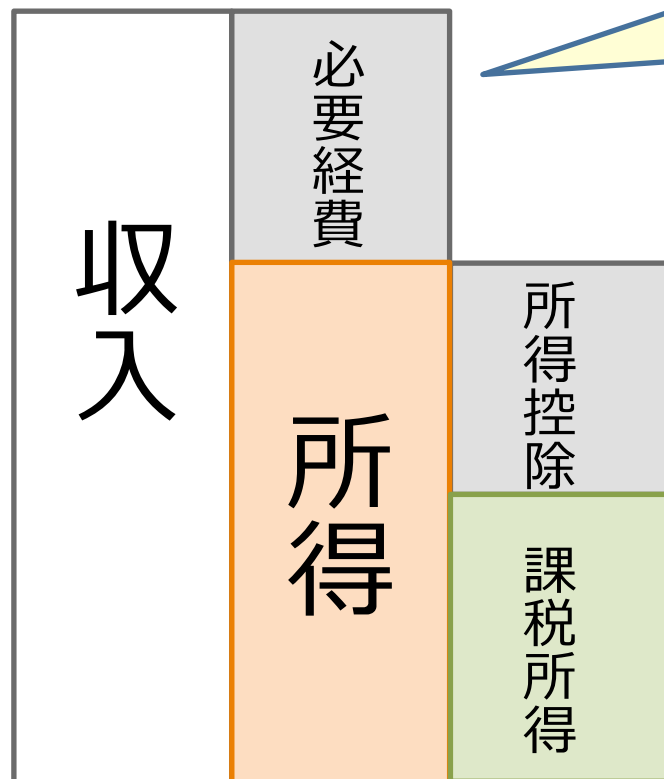
- (1) 1回の治療につき**15万円**（凍結胚移植等については7.5万円）
通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは**6回**（40歳以上であるときは通算**3回**）まで
- (2) (1)のうち**初回**の治療に限り**30万円**（凍結胚移植等は除く）
- (3) 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、(1)及び(2)のほか1回の治療につき**15万円**

■ 所得制限：**730万円**（夫婦合算の所得ベース）

所得制限730万円の誤解

収入と所得と手取り収入は違う！

通常の所得と特定不妊治療費助成制度における所得も違う！



自営業者の場合は実際の経費
給与所得者の場合は「給与所得控除」

給与所得者の所得 =
源泉徴収票の
「給与所得控除後の金額」

所得制限730万円の誤解

特定不妊治療費助成制度における所得額の計算方法

		夫	妻
a 所得額	所得金額		
b 控除額	ア 社会保険料等相当額	80,000	80,000
	イ 雑損控除	実額	実額
	ウ 医療費控除	実額	実額
	エ 小規模企業共済等控除	実額	実額
	オ 障害者控除	(該当人数×27万)	(該当人数×27万)
	カ 特別障害者控除	(該当人数×40万)	(該当人数×40万)
	キ 勤労学生控除	(該当すれば27万)	(該当すれば27万)
		ア～キの控除額合計	
対象所得額	夫婦それぞれの所得額 (a-b)	A	B

夫の給与収入が600万円、妻の給与収入が450万円の場合の

対象所得額は・・・716万円  助成が受けられる！

その他の不妊治療費助成制度

■ 東京都

不妊検査及び一般不妊治療に要した費用について、5万円を上限に助成

■ 東京都港区

特定不妊治療費助成制度の所得制限なし、年齢制限なし（平成33年度からは妻の年齢が43歳以上で開始した治療開は対象外）、1年度あたり上限30万円、通算5年度

■ 横須賀市

精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合、1回の治療につき助成限度額は30万円まで

医療費控除とは

自分や生計を一にする家族のために1年間に支払った医療費が一定額を超えた場合に、確定申告により税金が減額される制度

医療費控除の金額 =

$$\text{前年に支払った医療費の総額} - \text{医療費を補填する保険金などの金額} - 10\text{万円} (\ast)$$

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

例 不妊治療に100万円かかり、特定不妊治療費助成制度により30万円の給付金を受け取った場合（総所得金額等は200万円以上とする）

医療費控除の金額 =

$$100\text{万円} - 30\text{万円} - 10\text{万円} = 60\text{万円}$$

この金額に対する税金（所得税・住民税）が安くなる

<所得税の速算表>

課税所得金額	税率	控除額
～195万円以下	5%	0円
195万円超～330万円以下	10%	97,500円
330万円超～695万円以下	20%	427,500円
695万円超～900万円以下	23%	636,000円
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超～4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

医療費控除の対象

対象となるもの

- 病院に支払った診療費、治療費、入院代等
- 医師の処方箋で購入した医薬品代
- 通院費(公共交通機関)
- 治療のための市販薬、漢方薬、マッサージ、鍼灸費用
- 妊婦健診費
- 分娩費

対象とならないもの

- 市販の排卵検査薬、妊娠検査薬代
- 自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車料金
- 健康増進のためのサプリメントの購入費
- 自分の希望で生じた入院時の個室料、差額ベッド代
- 入院中に買った日用品やお弁当代

高額療養費制度

1ヶ月(1日～末日まで)にかかった健康保険の対象となる医療費が一定の金額を超えた場合に、お金が返ってくる制度

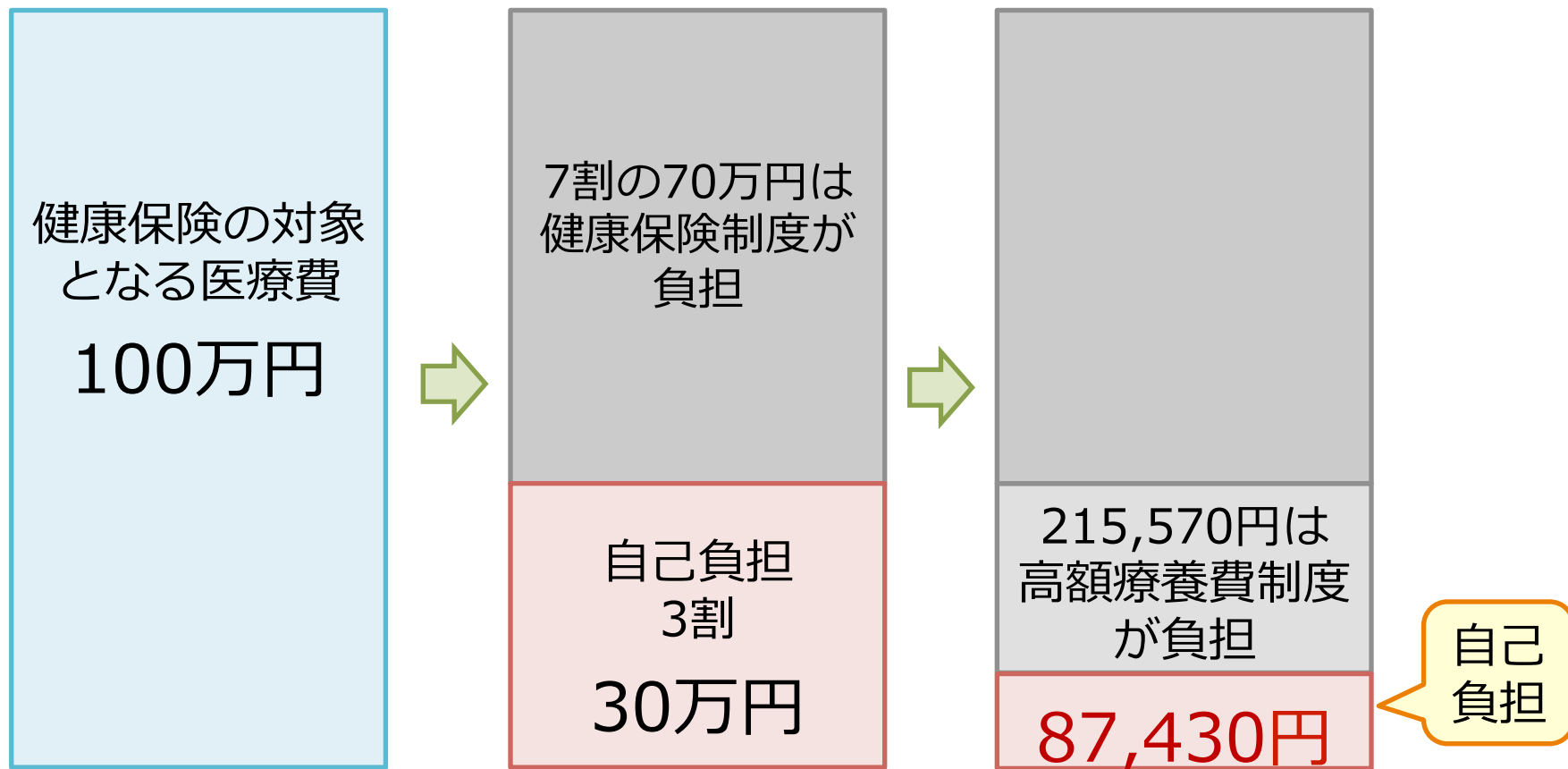
1ヶ月の自己負担上限額（69歳以下）

適用区分	ひと月の上限額（世帯ごと）
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%
年収約770万～1,160万円 健保：標準報酬月額53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%
年収約370万～770万円 健保：標準報酬月額28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
～年収約370万円 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円	57,600円
住民税非課税者	35,400円

※1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含む）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（29歳以下の場合は2万1千円以上であること）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

高額療養費制度を使うと

例 69歳以下、年収約370万～770万円の場合



$$80,100\text{円} + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430\text{円}$$

不妊治療にどこまでお金をかけるか

例 夫（40歳）：手取り年収450万円

妻（40歳）：手取り年収300万円

生活費：30万円/月（年間360万円）

家賃：10万円/月（年間120万円）

現在の貯蓄：1,000万円

不妊治療費：初年度は150万円/年、

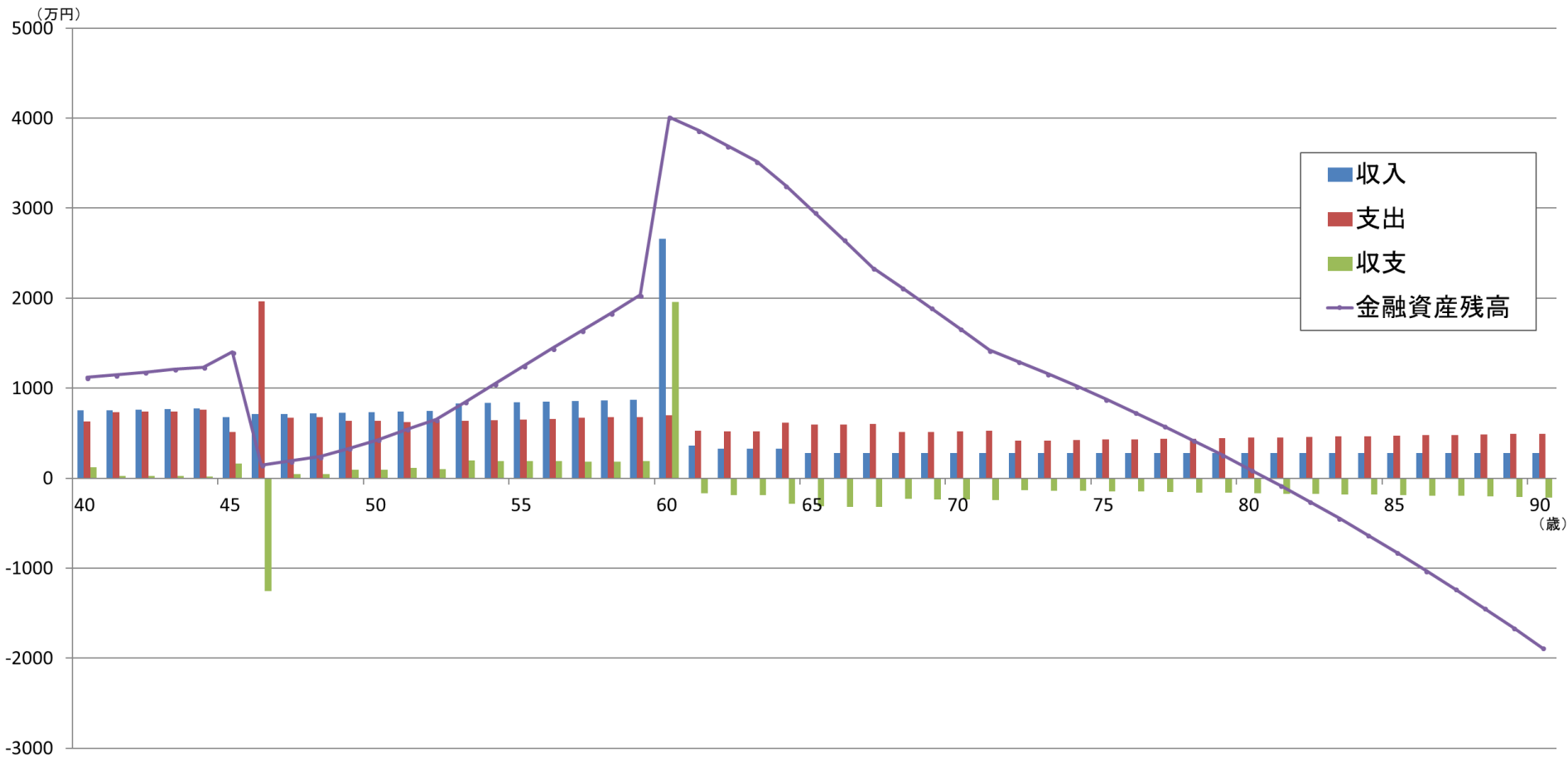
2年目～5年目は250万円/年



妻44歳で妊娠、45歳で出産。

3,500万円の家を購入し引っ越し。

家計のシミュレーション



マネープランを考えるポイント

年齢による変化を考慮する

- ・年齢が高くなるほど治療が長期化・高額化する場合が多い

できるだけ仕事を続ける

- ・不妊治療連絡カードなどを活用し、職場の理解を得る

貯蓄を使い切らない

- ・将来的に、育児、介護、住宅ローン返済、定年が重なる可能性も
- ・不妊治療費だけでなく、家計全体を長期的に見通して考える